

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第6項の表文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長の項中「文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長」の右に「及び同室郵送請求担当課長」を加える。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)